

法人名	※ 処理 事項	整理番号	事務所	区分	管理番号	申告区分		
	法人番号							
	事業年度	令和	年	月	日から	令和	年	月

資本金等の額に関する計算書

1. 内国法人の資本金等の額に関する計算

収入金額課税事業(法第72条の2第1項第2号に掲げる事業)を併せて行う法人				
資本金等の額 別表5の2下表3⑳又は㉓若しくは㉔	① 兆 十億 百万 千 円	収入金額課税事業以外の事業に係る期末の 従業員数	③	人
収入金額課税事業以外の事業に係る資本金等の額 ①×③/④	②	期末の総従業員数	④	
特定内国法人又は非課税事業を併せて行う法人				
月数按分後の資本金等の額 別表5の2⑭	⑤ 兆 十億 百万 千 円	特定内国法人		
特定子会社の株式又は出資に係る控除額 別表5の2の4⑩	⑥	特定内国法人の付加価値額の総額に占める 国内の事業に帰属する付加価値額の割合 (別表5の2の2⑤-同表⑩)/同表⑤	⑬	%
差引	⑤-⑥	非課税事業を併せて行う法人		
外国の事業に係る控除額 (⑦×別表5の2の2⑩/同表⑤) 又は(⑦×別表5の2の2⑪/同表⑫)	⑧	国内における非課税事業に係る期末の従業員 数	⑭	人
再差引	⑦-⑧	国内における事務所又は事業所の期末の従業員 数	⑮	
非課税事業に係る控除額	⑧×⑭/⑮	(この欄は斜線を入ります)		
課税標準の特例に係る控除額	⑩			
控除額計	⑥+⑧+⑩+⑮			

2. 特例適用対象法人等の資本金等の額に関する計算

法第72条の21第1項第1号から第3号及び同条第2項関係		法附則第9条第1項関係		
資本金等の額 別表5の2下表3⑳	⑯ 兆 十億 百万 千 円	資本金の額 別表5の2下表1㉔	⑳ 兆 十億 百万 千 円	
法第72条の21第1項第1号に係る加算	⑰	法附則第9条第1項に係る額 ⑳×㉕	㉕	
法第72条の21第1項第2号及び第3号に係る控除	⑱	法附則第9条第4項から第7項関係		
仮計	⑯+⑰-⑱	月数按分後の資本金等の額 別表5の2⑭又は(⑨-⑩)	㉖	兆 十億 百万 千 円
資本金の額 別表5の2下表1㉔	⑲	課税標準の特例に係る控除割合	㉗	円
資本準備金の額	㉑	未収金の帳簿価額	㉘	
仮計	⑲+㉑	総資産価額	㉙	
⑲と㉒のいずれか大きい額	㉒	課税標準の特例に係る控除額 (㉖×㉗)又は(㉖×㉘/㉙)	㉚	兆 十億 百万 千 円

3. 外国法人の資本金等の額に関する計算

月数按分後の資本金等の額 別表5の2⑭	⑳ 兆 十億 百万 千 円	外国における事務所又は事業所の期末の従業員 数	㉛	人
外国の事業に係る控除額	㉑×㉛/㉜	期末の総従業員数	㉜	
差引	⑳-㉑	非課税事業又は収入金額課税事業を併せて行う法人		
非課税事業又は収入金額課税事業に係る控除額 ㉑×㉝/㉞	㉒	国内における非課税事業又は収入金額課税 事業に係る期末の従業員数	㉝	人
控除額計	㉑+㉒	国内における事務所又は事業所の期末の従業員 数	㉞	

第六号様式別表五の二の三(提出用)(用紙日本産業規格A4・ローズ色)(第五条関係)